

訪問看護ステーション重要事項説明書（介護保険・介護予防）

1 介護予防訪問看護・訪問看護を提供する事業者

事業者名称	医療法人 あかね会
代表者氏名	土谷 治子
本社所在地	広島市中区中島町3番30号

2 利用者へサービス提供を担当する事業所

事業所名称	土谷訪問看護ステーション佐伯
指定事業所番号	3460290335
事業所所在地	広島市佐伯区美の里一丁目4番21号
連絡先	TEL 082-925-0771 FAX 082-925-0772
管理者	久保 小津枝
通常の事業実地地域	広島市佐伯区(旧湯来町を除く)・西区・廿日市市(旧佐伯町・旧吉和村・旧宮島町を除く)・大竹市(旧栗谷村を除く)

3 事業の目的及び運営方針

事業の目的	介護保険法に基づく訪問看護事業であり、在宅の寝たきり老人等が住み慣れた地域社会や家庭において安心して生活出来るよう、療養上の世話、診療補助を行う等の介助に重点をおいた介護サービスを安定的に提供すると共に、市町村や他の保健・医療・福祉との連携を図り、快適に在宅療養が継続出来るように支援します。
運営方針	家庭における療養生活を支援し、その心身の機能の維持の回復を目指します。地域との結びつきを重視し、市町村や他の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努めます。

4 事業所窓口の営業日（訪問）及び営業（訪問）時間

営業日（訪問日）	月曜日～土曜日（但し、国民の祝日・8月14日～15日・12月29日～1月3日を除く）
営業時間	8時30分～17時30分（電話等により24時間常時連絡が可能な体制とします。）
訪問時間	9時～17時

5 事業所の職員体制

職種	職員名	人員数
管理者	久保 小津枝	1名
看護師		15名
理学療法士		7名
作業療法士		6名
言語聴覚士		1名

6 提供するサービスの内容

健康相談	健康チェック（血圧・体温・呼吸・脈拍など）と助言
日常生活のケア	清潔ケア（清拭・洗髪等）、床ずれのケア、食事・排泄の介助
家族の介護相談	あらゆる病状介護・日常生活に関する相談、家族の精神的支援
認知症のケアと相談	事故防止、生活のリズムのとりかた、生きがい作り
在宅訪問 リハビリテーション	身体機能の維持および向上（関節可動域運動、筋力強化運動、歩行練習など） 日常生活の訓練（食事、排泄、移動、入浴、歩行など）、体位の工夫 ※看護師の代わりに理学療法士等が訪問しリハビリを実施します。 また、看護師が定期的に適切な評価を行います。 （初回訪問・少なくとも概ね3カ月に1回）
家屋改造の指導	住宅改造時の相談（居室・廊下・居間・台所・浴室・洗面所・トイレ・階段・玄関・庭など）

7 利用料・その他の費用

【訪問看護費】 基本的に利用料の1～3割負担になります。 <<1単位 = 10.70円>>

※ 公費負担制度（被爆者健康手帳・特定疾患・重度医療・生活保護等）が利用できます。

訪問看護サービス区分	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
介護予防訪問看護	303単位	451単位	794単位	1,090単位
訪問看護	314単位	471単位	823単位	1,128単位
リハビリサービス区分 1回20分：週6回まで	1回20分	2回40分	3回60分	
介護予防訪問看護	284単位	568単位		
訪問看護	294単位	588単位	795単位	
サービス提供体制強化加算	サービス利用1回につき6単位			

※1 リハビリサービスは、事業所の前年度リハビリ総訪問数が看護総訪問数を超過していた場合、

1回につき8単位減算

※2 リハビリサービス介護予防看護は利用開始日の属する月から12月を超えた場合、

上記（※1）該当事業所は1回につき15単位、非該当施設は1回につき5単位減算

【各種加算】

緊急時訪問看護加算 (I) 600単位	利用者又はその家族から、電話などにより看護に関する意見を求められた場合に、常時対応が出来る体制に関する加算 (看護職員不在時は折り返し連絡をします) ・看護師等以外の職員が利用者様又はその家族等からの電話等による連絡および相談に対応する際のマニュアルが整備されている。 ・緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制が整備されている。 ・管理者は連絡相談を担当する看護師等以外の職員の勤務体制及び勤務状況を明らかにしている。 ・看護師以外の職員は電話等により連絡および相談を受けた際に、保健師又は看護師へ報告する。報告を受けた保健師又は看護師は、訪問看護記録に記録する。
特別管理加算 (I) 500単位 (II) 250単位	医療器具等の使用者等に対する特別な管理に関する加算
夜間・早朝加算	夜間（18時～22時）・早朝（6時～8時）に訪問を行った場合、所定単位数の25%相当する単位数を加算
深夜加算	深夜（22時～6時）に訪問を行った場合、所定単位数の50%に相当する単位数を加算
長時間訪問看護加算 300単位/回	特別管理加算の対象者に対して、一回の訪問時間が1時間30分を越える訪問を行った場合
複数名訪問加算 30分未満 254単位/回 30分以上 402単位/回	同時に複数の看護師等による訪問を行う必要があった場合
看護・介護職員 連携強化加算 250単位	看護職員が訪問介護員等に対し、たん吸引等に係る計画書・報告書・緊急時の対応等の助言を行い業務の実施状況について確認した場合や、安全なサービス提供体制や連携体制確保のための会議に出席した場合
専門管理加算 250単位	緩和・褥瘡・人工肛門及び人工膀胱ケア、特定医療行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合
口腔ケア加算 50単位	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合
初回加算 300単位	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して加算 (退院・退所当日に初回訪問時は350単位)

退院時共同指導加算 600 単位/回	病院、診療所又は介護老人保健施設より退院または退所するにあたり 看護師等が退院時共同指導を行った場合（特別な管理が必要な場合は 2 回）
ターミナルケア加算 2500 単位	死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合

【その他の費用】

キャンセル料	利用者の容体の急変などやむを得ない場合を除き、訪問前日の 17：30 までに当事業所まで御連絡ください。連絡がない場合には、1,000 円を申し受けます。
保険外看護料	30 分毎 4,300 円
超過看護料	規定の訪問看護時間を超えた場合、30 分超過毎に 1,000 円を加算します。
交通費	居宅が通常の事業の実地地域【広島市佐伯区（旧湯来町を除く）・西区・廿日市市（旧佐伯町・旧吉和村・旧宮島町を除く）・大竹市（旧栗谷村を除く）】 以外の場合、実費を請求致します。 自動車を使用した場合は路程 1 Km 当たり 30 円を実費として請求致します。
死後の処置	11,000 円となります。

8 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法

利用料、その他の費用の請求	利用料その他の費用は、利用月ごとの合計金額を請求致します。
利用料、その他の費用の支払い	ア 請求月の末日までに、現金払いによりお支払い下さい。 イ 郵便局・銀行(手数料要)もご利用いただけます。ご希望の方はお申し出下さい。 ウ お支払いを確認しましたら必ず領収書をお渡ししますので保管をお願いします。

9 提供予定の訪問看護の内容と料金

曜日	時間	内容

1ヶ月あたりの利用者負担額

利用者負担金額の目安	円 ; 交通費	円
------------	---------	---

ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。

実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況等により変動します。

この見積もりの有効期間は、説明の日から 1ヶ月以内とします。

10 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 サービス提供に関する相談・苦情

営業時間内の窓口 8：30～17：30	土谷訪問看護ステーション佐伯 TEL 082-925-0771 FAX 082-925-0772
管理者	久保 小津枝
対応	次ページ「相談・苦情処理の対応について」のとおり

12 事故発生時の対応

<ol style="list-style-type: none"> 1. 事故が発生した場合は、市町村・当該利用者の家族・当該利用者に係る地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。 2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。 3. 利用者に対する指定訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。尚、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。 【三井住友海上火災保険株式会社 訪問看護事業者賠償責任保険】
--

利用者からの相談・苦情処理・虐待等トラブル発生時の対応について

事業所・施設名	土谷訪問看護ステーション佐伯
申請するサービス種類	介護予防訪問看護・訪問看護

措置の概要

1 利用者からの相談・苦情・虐待等トラブル発生時に対する常設の窓口(連絡先)、苦情解決責任者及び苦情受付担当者の設置

窓口…土谷訪問看護ステーション佐伯

〒731-5137 広島市佐伯区美の里 1-4-21

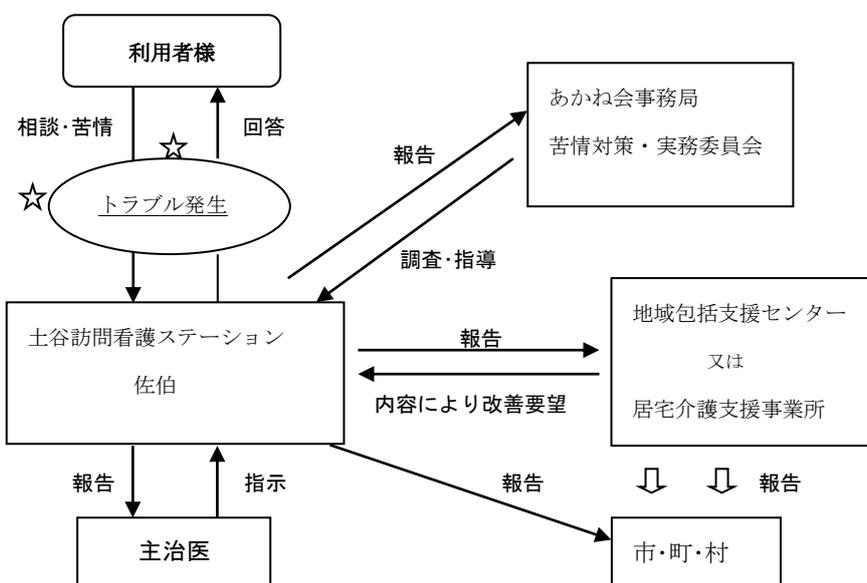
苦情解決責任者 在宅事業部部長 増本 孝宣

苦情受付担当者 管理者 久保 小津枝

TEL 082-925-0771

FAX 082-925-0772

2 円滑かつ迅速に相談・苦情・虐待等トラブル処理を行うための処理体制・手順



苦情受付機関

広島県国民健康保険団体連合会 082-554-0783

広島市役所介護保険課 082-504-2183

佐伯区役所福祉課高齢介護係 082-943-9730

廿日市市健康福祉部高齢介護課 0829-30-9155

大竹市健康福祉部地域介護課介護高齢係 0827-59-2144

3 相談・苦情・虐待等トラブル発生時の対応方針等

利用者の相談・苦情内容を確認し管理者に報告。

指示を仰ぎ、緊急対応すると同時にあかね会事務局 苦情対策・実務委員会、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所に報告する。(相談・苦情内容を伝える)

それを受けて、土谷訪問看護ステーション佐伯と地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所の管理者及び介護支援専門員とで合同会議を行い今後の改善及び対策を立てる。(場合によっては利用者の家族も参加していただく)

以上で得た対策を利用者に伝える。

利用者の了解を取りサービスを再開、また了解が得られない場合は、利用者又は家族も参加していただき再度会議にて検討を行う。最終的に行政へ報告する。